

令和6年度千葉県在宅医療スタートアップ支援事業業務委託 (在宅医養成研修事業)

仕 様 書 (案)

1 適用範囲

本仕様書は、委託者 千葉県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託した「令和6年度千葉県在宅医療スタートアップ支援事業業務委託（在宅医養成研修事業）」（以下「本業務」という。）に適用される。

2 本業務の目的

県民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療提供体制の整備促進が求められている。

本事業は、在宅医療を実施する医療機関の増加や更なる強化を図るために、診療所や病院の医師等に対し、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識、在宅療養支援診療所の経営等に関する研修を行うものである。

3 本業務の内容

本業務では、千葉県在宅医療スタートアップ支援事業業務委託のうち在宅医養成研修事業として、座学形式の研修を実施する。

なお、業務の実施にあたっては、常に千葉県内の在宅医療に関する現状や在宅医療に関連する国の法令や通知、検討状況を十分に把握すること。

(1) 業務内容

ア 研修の周知・募集に関すること

- ・ 県内医療関係機関、県医師会・県内地区医師会に対する文書その他の手法による研修の周知・募集案内の送付
- ・ 応募の受付及び受講者の決定（県外在住・在勤者の受講を妨げないが、応募者多数の場合には県内在住・在勤者を優先すること。）

イ 研修の実施に関すること

- ・ 座学研修の日程設定並びに研修会場及び必要な通信環境等の確保
- ・ 座学研修の企画及びテキストの作成
- ・ 座学研修講師の選定及び連絡調整
- ・ 座学研修当日の運営
- ・ 受講者同士の交流を深める取組の実施

ウ 研修の修了確認に関すること

- ・ 受講者の受講状況の管理
- ・ 修了予定者名簿の作成及び県への送付
- ・ 研修修了証等の作成・交付

エ その他業務の遂行にあたり必要なこと

- ・ 研修に関する問い合わせ対応等

(2) 上記業務内容に係る留意事項

ア 研修の実施について

下記内容を基本とし、県の承認を得た上、実施すること。

(ア) 研修の規模

医師100名・その他職種400名程度とすること。

(イ) 研修対象者

県内の診療所、病院に勤務する医師。

在宅医療を実施している医師と連携する、又は連携を検討している看護師、事務職員、ケアマネージャー等、在宅医療を支えるその他職種。

(ウ) 研修方式

オンライン形式を基本とするが、対面形式やハイブリット形式による研修も可能とする。

対面形式で行う場合は受講者が参加しやすい県内での開催を基本とし、開催地を決定すること。

(エ) 受講者の費用負担について

参加費は無料とする。なお、オンライン形式による座学研修受講のための通信環境に要する費用や交通費等は受講者負担とするが、受講にあたり有料のアプリケーションの使用等、通常の通信環境外の費用負担を受講者に求めないこと。

イ 研修の周知・募集方法について

(ア) 千葉県オープンデータサイトで公開している病院名簿及び診療所名簿に掲載されている医療機関のうち、下記に該当するものを除外し、募集案内の送付及び受講者のとりまとめを行うこと。

a 次に挙げる診療科のみを標榜している医療機関

産科・産婦人科・歯科・皮膚科・アレルギー科・美容整形外科・形成外科・放射線科・精神科・心療内科・耳鼻咽喉科・眼科・透析科

b 診療所として届出されている民間企業の医務室

c 診療所として届出されている特別養護老人ホームや障害者福祉施設の医務室

d 日本赤十字社の血液センター、刑務所内診療所、自衛隊駐屯所医務室、保健所

(イ) 医師会に加え、看護協会、薬剤師会等に協力を依頼し、在宅医療を支えるその他職種からも参加を促すような周知・募集を行うよう努めること。

(ウ) 上記の周知方法に限らず、各種ネットワークやSNSを活用し、千葉県内の医療者への周知を行うこと。

ウ 研修内容の企画及び講師の選定について

(ア) 研修内容の企画にあたっては、別紙1のテーマに加えて、本業務の目的達成に必要な項目を盛り込んだ研修内容とし、研修内容について事前に県の承認を得ること。

(イ) 講師については、受講者に対して必要かつ適切な知識・技巧等の提供ができる者を選定し、県の承認を得ること。

なお、講師には訪問診療を行う医師を含めること。

(ウ) 研修を行うにあたり、受講者が集中して受講できるように努めるとともに、受講者が必要かつ適切な知識・技巧等を習得できる回数・方法で実施すること。

また、必要に応じてフォローアップやグループワーク、交流会等を取り入れること。

エ その他研修の運営について

上記内容以外にも、配信の事前準備、機器・研修資料等の準備・送付、会場の選定・確保、講師の対応、日程の決定等、研修の運営に必要な業務全てを行うこと。

オ 研修修了証等の公印が押印（刷り込み含む。）された文書、印影（印影の電子データ含む。）の取扱いについて

（ア）公印が押印（刷り込み含む。）された文書については、施錠できる場所で保管をし、使用する都度受払簿に記録をすること。

（イ）公印が押印（刷り込み含む。）された文書については、県の承認を得ない変更を加えてはならない。

（ウ）公印が押印（刷り込み含む。）された文書について、事業完了後に残数が生じた場合、すべて県に返却すること。

（エ）公印の印影は県に返却するものとする。また、印影の電子データは全て廃棄するものとする。

4 職員

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、経験のある職員を配置し、かつ適切な人員を配置して、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

5 業務の範囲及び監督

（1）乙は、業務の遂行にあたり、当該契約に基づき、甲と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

（2）乙は、本業務の施行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。

6 成果品の提出

乙は、事業実績等を記載した以下の成果品を、別に甲が定める期日までに提出する。

（1）業務完了報告書 電子媒体：一式

業務完了報告書には研修の日時・講師の一覧、研修申込者及び受講状況の一覧、研修修了者の一覧を添付すること。

（2）研修テキスト 電子媒体：一式

（3）その他 本事業で使用・配付した資料等 一式

使用・配付した資料と同媒体による提出を基本とする。

別紙 1

在宅医療スタートアップ支援事業業務委託（在宅医養成研修事業）座学研修テーマについて

テーマ	学習項目（例）
在宅医療の必要性	在宅医療が求められる背景 等
在宅療養支援診療所の経営	在宅医療に係る診療報酬、行政への届出関係、他医療機関の支援 等
在宅医療の導入準備	在宅診療に必要な医材、機器、検査、在宅医の負担軽減策、24時間対応に関する連携事例 等
地域包括ケアシステム	関係法令・制度、各種連携（地域連携、病診連携、多職種連携等）、ICTシステム 等
医学的知識	在宅医療における診療の基本、小児在宅医療、認知症、看取り等